

# 準会員細則

(昭和59年11月1日実施)

(平成元年1月25日変更)

(平成2年11月21日変更)

(平成9年1月22日変更)

(平成11年3月12日変更)

(平成17年4月20日変更)

(平成18年4月13日変更)

## 準会員細則

### (細則の意義)

第1条 この細則は、定款第64条の規定による準会員に関し、必要な事項を定めたものである。

### (準会員を置く商品市場)

第2条 本所は次の商品市場に準会員を置く。

ゴム(ゴム商品市場の準会員を「ゴム部準会員」という。)

貴金属(貴金属商品市場の準会員を「貴金属部準会員」という。)

石油(石油商品市場の準会員を「石油部準会員」という。)

アルミニウム(アルミニウム商品市場の準会員を「アルミニウム部準会員」という。)

### (準会員たる資格)

第3条 準会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者に限る。

外国において本所の商品市場における物品の売買等を業として営んでいる者であって、原則として次の各号の団体の会員である者

イ ゴム部準会員 International Rubber Association及びこれに準ずる団体

ロ 貴金属部準会員 London Bullion Market Association ,London platinum and palladium Market 及びこれに準ずる団体

ハ 石油部準会員 American Petroleum Institute ,NewYork Mercantile Exchange , International Petroleum Exchange及びこれに準ずる団体

ニ アルミニウム部準会員 London Metal Exchange,International Primary Aluminium Institute及びこれに準ずる団体

政令第3条第1号に該当する者

外国において政令第3条第3号に規定する者に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可を受けている者

### (登録の申請)

第4条 準会員になろうとする者は、本所が定める様式による登録申請書を作成し、これに前条に定める準会員たる資格を有する旨を証した書面及び本所の会員2名以上の推薦書、その他本所が必要と定める書類を添付して本所に提出しなければならない。ただし、推薦書については、理事会が必要でないとしたときは、この限りではない。

### (登録の承諾)

第5条 本所は、登録申請書を受理したときは、会員資格審査委員会に回付して審査させ、理事会の議を経て、その登録を承諾するか否かを決定し、その決定の内容を書面をもって登録

申請者に通知する。

(登録料の払込み)

第6条 登録につき、本所の承諾を得た者は、その承諾を得た日から起算して60日以内に、第10条に定める額の登録料を本所に払い込まなければならない。

2 前項の規定による手続きを終了した者は、その時に準会員になる。

(準会員に対する制限事項)

第7条 準会員は、本所における次の権利を有しない。

会員総会に出席し、議決権及び役員を選挙権を行使すること。

本所の商品市場において直接売買取引を行うこと。

(準会員の受ける便益)

第8条 準会員は、本所が作成する刊行物等必要な資料の提供を受けるほか、本所の商品市場において受託会員に委託して売買取引を行う場合に次の優遇措置を受けることができる。

本所が定める受託契約準則の適用について、継続的売買取引関係にある者となること。

取引証拠金について、会員委託玉に準じた適用を受けること。

(年額会費)

第9条 準会員は、事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)毎に、第10条に定める額の年額会費を4月10日までに本所に納入しなければならない。

2 新たに準会員となった者は、第10条に定める額の年額会費を準会員となった日から起算して10日以内に本所に納入しなければならない。

(登録料及び年額会費の額)

第10条 登録料及び年額会費の額は、次のとおりとする。

ゴム部準会員	(イ)登録料	10万円
	(ロ)年額会費	5万円
貴金属部準会員	(イ)登録料	50万円
	(ロ)年額会費	25万円
石油部準会員	(イ)登録料	20万円
	(ロ)年額会費	10万円
アルミニウム部準会員	(イ)登録料	20万円
	(ロ)年額会費	10万円

2 貴金属にあつては、事業年度の前期(4月1日から9月30日まで)に脱退した準会員及び後期(10月1日から翌年3月31日まで)に準会員となった者の年額会費は、前項に定める額の半額とする。

(脱退)

第11条 準会員は、本所に書面を提出して任意に脱退することができる。

2 前項による脱退のほか、準会員が次の各号の一に該当するときは、本所は、理事会の議決によりその者を脱退させることができる。

年額会費を納入しないとき。

商品取引員との委託による売買取引について紛議が多く、準会員として適当でないと認められるとき。

附則

1 本細則は、昭和59年11月1日から実施する。

2 平成元年1月25日開催の理事会において議決された第2条(準会員を置く商品市場)第3条(準会員たる資格)第4条(登録の申請)第9条(年額会費)及び第10条(登録料及び年額会費の額)の変更規定は、平成元年2月1日から実施する。ただし第10条(登録料及び年額会費の額)第1項第2号の変更規定は、同年4月3日から実施する。

3 平成2年11月21日開催の理事会において議決された第1条(細則の意義)の変更規定は、平成2年12月29日から実施する。

附則

平成9年1月22日開催の理事会で議決した第2条(準会員を置く商品市場)第3条(準会員たる資格)及び第10条(登録料及び年額会費の額)の変更規定は、平成9年1月22日から施行する。

附則

平成11年3月12日開催の理事会で議決した第2条(準会員を置く商品市場)第3条(準会員たる資格)第4条(登録の申請)、第8条(準会員の受ける便益)及び第10条(登録料及び年額会費の額)の変更規定は、平成11年4月1日から施行する。

附則

平成17年4月20日開催の理事会で議決した第1条(細則の意義)及び第8条(準会員の受ける便益)の変更規定は、定款の変更規定の経済産業大臣の認可の日(平成17年4月25日)から施行し、平成17年5月1日から実施する。

附則

平成18年3月8日開催の理事会で議決した第3条(準会員たる資格)及び第4条(登録の申請)の変更規定は、定款第64条(準会員)の変更規定の経済産業大臣の認可の日(平成18年4月13日)から施行し、同日から実施する。